

(文教科学委員会)

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

案（衆第二三号）（衆議院提出） 要旨

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、特定原子力損害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による損害であつて原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。）の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の

強化その他の措置を講ずるものとする。

二、特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第七百二十四条の規定の適用については、「三年間」とされている消滅時効の期間を「十年間」、「不法行為の時から二十年」とされている除斥期間を「損害が生じた時から二十年」とすること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。